

栃木県障害者社会参加支援事業 「助成の要件」

項 目	要 件 等
対 象 者	障害者団体等（障害者及びその介護者、障害者の社会参加活動の支援を目的に掲げ、県域又は広域的に活動している団体等）で、年間を通じた活動の実績を有する者とします
対 象 事 業	次に掲げる社会参加活動とします (1) 各種講習会及び研修会 (2) スポーツ及びレクリエーション (3) 機能回復訓練 (4) 社会見学 等
利 用 人 員	10名以上（原則として半数以上が障害者）とします
利 用 回 数 等	1 障害者団体等につき、原則3回までとします 助成台数は、原則として1回につき2台分までとし、1回の助成は2日分までとします
助 成 対 象 額	バス借上げにかかる経費（車両賃借料と燃料費）の2分の1以内とし、1日1台に当たり25,000円を限度とします <u>※予算の範囲内で助成金の交付額を決定します。</u> 駐車料金・有料道路通行料・運転手昼食代及び宿泊代等は対象になりません
対 象 外 事 業	次の事業については、助成対象にはなりません (1) 県、市町等から別途旅費・燃料費等の経費が助成されている事業 (2) 診療報酬、自立支援給付費、介護報酬等の支払いを受けて実施する事業 (3) 特別支援学校等が実施する学校行事 (4) 市町域で活動する障害者団体等が実施する事業